

不祥事根絶のための行動計画

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）



私たちは、絶対に不祥事を起こしません
私たちは、子どもたちの夢を全力で育てます。

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
1 教職員の規範意識の確立	○不祥事防止委員会を定期的に開催し、教職員に対して取組の周知徹底を図る必要がある。	○不祥事防止委員会の取組について速やかに報告する。 ○研修方法の工夫や内容の具体化により、充実した研修を実施する。	○定期的に開催（月に1回）している委員会について、必要に応じて、職員朝会での報告、校内掲示板への掲載、会議録の提示を行う。 ○学期に1回、講話やグループ討議に加え、より体験的なロールプレイやヒヤリハット事例を用いた研修を行い、具体の行動に結びつける。	○毎月、会議録を確認する。 ○研修後に不祥事防止委員会で改善点を協議し、次回の研修に役立てる。
2 学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事の未然防止のため、自らの悩みを出し合ったり、組織として改善したりしていくことができるような研修が求められ、定期的な自己点検・相互点検が必要である。	○身の回りの自己点検や日々の活動について相互点検を行う。 ○個人情報等の整理整頓を心掛け、個人及び組織として取り組む。	○県教委研修資料等の「不祥事防止のための自己点検表」を活用し、学期に1回の自己点検・相互点検を行う。 ○毎月第一月曜日の職員朝会後に、机上の整理整頓や個人情報等の整理を行う。	○学期に1回、「不祥事防止のための自己点検表」を実施する。 ○月1回の机上や個人情報等の整理整頓の日を設ける。
3 相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント等相談窓口」等について、児童生徒及び保護者への周知を丁寧に行う必要がある。	○児童生徒・保護者に対して、「体罰、セクシュアル・ハラスメント等相談窓口」を周知徹底し、相談しやすい体制をつくる。	○「相談窓口」について、PTA 総会等での周知や、校舎内に掲示し、担当者等を周知する。 ○毎月第2火曜日や参観日等に「いじめ等の相談日」を設定し、児童生徒や保護者からの相談を行う体制を整える。	○年2回（7月、12月）、児童生徒・保護者にアンケート調査を実施する。